

令和5年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市立下味野児童館ほか11館の管理運営費	幼児保育課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
597,165	令和6年度～10年度					597,165

[事業の目的]

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市立児童館条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意・工夫を取り入れた運営により効率化と質的向上を図る。

[事業の内容]

鳥取市立下味野児童館ほか11館の管理運営に関する業務

[これまでの関連する取り組み]

平成28年度から直接運営していた麻生、気高、下佐貫の児童館3館についても指定管理者へ運営委託している。平成28年度から30年度（公募）、令和元年度から令和5年度（公募）と、現指定管理者へ運営委託し、効率的な運営と連携の強化を図っている。

- ・ 現指定管理者 一般社団法人ともに（公募）
- ・ 前回債務負担額 平成31年度～令和5年度 459,155千円
- ・ 指定管理料 H31 91,831千円 R2 91,831千円 R3 91,831千円
R4 91,831千円 R5 91,831千円（予定）
計 459,155千円

※児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 R2 6,000千円

※鳥取市保育環境改善等事業費（新型コロナウイルス感染対策支援事業補助金）R3 3,600千円 R4 3,600千円

[今後の取り組み]

9月議会で債務負担行為を得た後のスケジュールは、次のとおり。

1. 公募を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 1～3月中に基本協定書の締結。
6. 令和6年4月1日から管理開始。